

社会福祉法人白浜町社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費（費用弁償）に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人白浜町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び旅費（費用弁償）について定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事・評議員
- (2) 評議員選任・解任委員
- (3) 各種部会及び委員会委員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) その他会長が特に必要と認めた者

（会長・副会長報酬額）

第3条 会長・副会長の報酬は、次表のとおりとする。

役職員	年 額	備 考
会 長	200,000 円	
副会長	100,000 円	

（役員等報酬額）

第4条 役員等の報酬額は、次表のとおりとする。

役職名	報酬額 (会議等出席1回につき)	備考
(1) 理事・監事・評議員	3,000 円	
(2) 評議員選任・解任委員	3,000 円	
(3) 各種部会及び委員会委員	3,000 円	
(4) 心配ごと相談員	3,000 円	
(5) その他会長が特に必要と認めた者	3,000 円	

（旅 費）

第5条 旅費は、次表のとおりとする。

片道の距離	支給額
0 キロメートル以上 7 キロメートル未満	300 円
7 キロメートル以上 15 キロメートル未満	500 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	700 円
25 キロメートル以上	1,000 円

2 出張旅費は、次表のとおりとする。

区分	鉄道費	船賃	航空賃	雑費	日当	宿泊料
田辺・西牟 婁管内	普通運賃			なし	1,000	7,500
県内	普通運賃			3,000	1,000	9,000
県外	普通運賃	特2等運賃	実費運賃	4,000	1,000	12,000

3 ただし、視察及び研修により宿泊を要する場合の役員等の出張旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、雑費と宿泊料の実費（上表に定める額を限度とする。）に日当の8割額を加算した額とす

る。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。